

## 鳥取県告示第 879 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 12 月 10 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 19 年 10 月 10 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人にここファーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
井上 早苗
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市津ノ井 264-19
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、農業・菓子製造販売等に関する事業、企業・官公庁等の受託作業等その他のさまざまな活動等を行う。それらの事業活動を通して職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援し、障害者をはじめあらゆるひとびとが幸福である社会の実現に寄与することを目的とする。